

株式会社産業再生機構の清算終了について

平成19年6月5日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、本年3月15日の解散後、清算会社に移行し、清算手続を進めてまいりましたが、本日、清算終了に至りました。確定した残余財産の額、株主への分配額及び国庫納付額は以下の通りです。

1. 残余財産の額

940億3,205万2,487円

2. 株主への分配額

507億4,943万3,600円

注) 機構の資本金額（505億700万円）に、平成19年政令第176号で定める割合（100分の100.48）をかけた額（本日分配済）。株主は預金保険機構及び農林中央金庫。

3. 国庫納付額

432億8,261万8,887円

注) 残余財産の額から株主への分配額を控除した額（本日納付済）。

なお、上記国庫納付額以外に、機構の設立以来の国税及び地方税の通算納税額は312億円です。